

プロジェクト のれん及び減損

項目 IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」への対応

本資料の目的

- IASB は本年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)¹を公表した。コメント期限は本年 12 月 31 日である²。今後、DP へのコメント対応を行うにあたり、より広範に我が国の関係者の意見を集約するために関係者にアウトリーチを行うことを検討しており、本資料では当該アウトリーチの進め方について検討する。

DP の質問事項

- DP の質問事項は次のとおりである。

番号	質問内容
質問 1	DP で提示される予備的見解に対する全般的な見解についての質問
質問 2	取得 ³ のその後の業績に関する新たな開示要求を追加すべきとの予備的見解に対する質問
質問 3	追加する開示目的案に対する質問
質問 4	シナジーに関する説明の開示案に対する質問
質問 5	取得した事業の貢献の開示 (いわゆるプロフォーマ情報 ⁴ を含む) の改善提案等に対する質問

¹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>

² 新型コロナウイルス感染症の流行のため、当初のコメント期限 (2020 年 9 月 15 日) が 2020 年 4 月に延長された。

³ DP では、「取得 (acquisition)」は IFRS 第 3 号「企業結合」の範囲にある企業結合を指し、取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又は他の事象と定義されるとしている。

⁴ IFRS 第 3 号の B64 項(q)において、取得日が事業年度の期首であったと仮定した場合の結合後の企業の収益及び純損益の情報を開示することが求められており、当該情報はプロフォーマ情報と呼ばれることがある。

質問 6	IAS 第 36 号の減損テストの有効性を著しく高めることの実行可能性に関する質問
質問 7	のれんの償却を再導入すべきでなく減損のみのモデルを維持すべきとの予備的見解に対する質問
質問 8	のれんを除いた資本合計の金額の表示の提案に対する質問
質問 9	年次の減損テストの廃止の提案に対する質問
質問 10	使用価値の見積りに関する簡素化の提案に対する質問
質問 11	減損テストをさらに簡素化すべきでないとの予備的見解に対する質問
質問 12	一部の無形資産をのれんに含めることを認める提案を開発しないとの予備的見解に対する質問
質問 13	米国会計基準とのコンバージェンスに関する質問
質問 14	その他のコメントの有無

アウトリーチの進め方（案）

意見聴取の対象者

- 財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人を対象とする。

重点的に意見を聴取する項目

- DP の質問事項は概ね次の(1)-(4)の内容に分けられる。
 - 開示の改善提案に対する質問（質問 2、質問 3、質問 4、質問 5）
 - 減損テストの有効性の改善とのれんの償却の再導入に関する質問（質問 6、質問 7）
 - 減損テストの簡素化に関する質問（質問 9、質問 10、質問 11）
 - その他の質問（のれんを除いた資本合計の表示（質問 8）、一部の無形資産をのれんに含めることの検討（質問 12））
- 各内容の重点の置き方は関係者により異なり、現時点での予備的な分析とそれを踏まえたアウトリーチで重点的に意見を聴取する項目を以下で整理する。

（開示の改善提案に対する質問（質問 2、質問 3、質問 4、質問 5））

取得のその後の業績の開示（質問 2）

6. 一般的に、アナリスト等の財務諸表の利用者は、取得の成果に対する関心が高いと考えられ、DP で提案されるように取得の目的とその目的の達成度を示すことは、財務諸表の利用者のニーズに適う可能性があると考えられる。
7. その一方で、財務諸表作成者を中心に、取得の後、取得された事業と既存事業との統合が進むことから、取得された事業のみの成果を示すことは困難であるとの指摘や、時の経過とともに目標も変化するため、その後の業績を取得時点の目標と比較していない、又は比較の意味が乏しいとの指摘などがあるため、DP では、それらの指摘に配慮した取扱い（経営者がモニターする情報を開示する、それが変更される場合にはその旨や理由を開示する）が提案されている。
8. これらを踏まえ、財務諸表利用者に対して、取得の影響を企業価値の評価に考慮する場合に、取得のその後の業績の情報が当該企業価値の評価に役立つか、また、実行可能性を踏まえた前項のような対応を経てもなお、当該開示は有用と考えるかをアウトリーチで確認することが考えられる。具体的には次のとおりである。
 - (1) 取得のその後の業績の開示として、取得の戦略的根拠、経営者の目的とその達成を測る指標に関する情報、及び当該目的の達成度に関する情報の開示が提案されていることに賛成するか。
 - (2) 経営者がモニターする方法での業績の情報（例えば、取得された事業と既存事業とを統合したベースで業績がモニターされる場合は、統合ベースの情報）が企業分析に役立つか。
 - (3) 経営者を最高経営意思決定者（CODM）とする提案について、IASB の議論の過程では、CODM レベルでモニターする情報がハイレベルであるために、企業価値の評価にあたり考慮すべき取得が漏れてしまう可能性が懸念された。CODM より下のレベルでは対象セグメントの責任者などが考えられるが、どのレベルの経営者がモニターする情報が適切と考えるか。
 - (4) 当初の目標とその後の業績との比較がどの程度の期間、有用性があるか。例えば、提案では、取得年度後 2 回目の年度終了前に経営者がモニターを停止する場合にはその旨と理由を開示することとしており、この「2年」の目安を設けていることについてどのように考えるか。
9. また、DP 第 2.22 項では、本資料第 7 項以外に、当該開示が商業上の機密情報の開示につながる可能性があるとの懸念や将来予測的な（forward-looking）情報の開示であるとの懸念が示されており、当該懸念に関連して、財務諸表作成者に対して次の点の意見聴取を行うことが考えられる。

- (1) 商業上の機密に関する情報の開示につながる懸念について、DPで説明されるように、開示の詳細さの工夫で対応可能か否か。
 - (2) 将来予測的な情報の開示である懸念について、財務諸表以外の箇所で説明されている情報を参照する等で、当該懸念に対応することは可能か。
10. 取得の目的とその目的の達成度を示す開示については、その詳細さの水準が有用性や実行可能性に影響を与えることも考えられるため、2019年6月のCMAC-GPF合同会議で提示された次の事案（具体的な開示案は別紙を参照）も参考として、財務諸表利用者及び財務諸表作成者に意見聴取を行うことが考えられる⁵。

事案：IT関連技術の消費者ビジネスを展開しているX社がオンライン決済サービスのプラットフォームを開発する企業Y社、モバイルゲームの開発企業Z社を取得する。

Y社取得の開示例では、商業上の機密を開示するケースについて検討している。

Z社取得の開示例では、取得された事業と既存事業とを統合したベースで業績を開示するケースについて検討している。

その他の的を絞った改善 — 開示目的の追加（質問3）

11. 当該提案に関しては、具体的な開示を要求するものでないため、専門委員会以外で特段のアプローチは不要と考える。

その他の的を絞った改善 — のれんを構成する要因（質問4）

12. 事業の結合により期待されるシナジーの実現の時期や金額の見積り等の定量的な情報を開示することについては、実行可能性、監査可能性の懸念があると考えられ、対価の合意の際に考慮したシナジーの定量的な情報を計算可能か、また、その情報が監査可能かについて、財務諸表作成者及び監査人の意見を確認することが考えられる。

その他の的を絞った改善 — 財務負債及び確定給付年金負債の区分開示（質問4）

13. 当該提案に関しては、特段の異論は聞かれていないと認識しており、専門委員会以外で特段のアプローチは不要と考える。

⁵ 当該会議では、当該開示例は詳細すぎて実務的でないとの意見がある一方、利用者の視点では何らかの定量的な指標が示されることが有用との意見が聞かれている。

その他の的を絞った改善 — 取得した事業の貢献 (質問 5)

14. 「純損益」について、営業損益を基礎とする指標（「取得関連取引及び統合のコストを控除前の営業利益」）に変更するとの提案、及び営業活動によるキャッシュ・フローを追加するとの提案について、大きな変更ではないため、DP の段階で専門委員会以外で特段のアウトリーチは不要と考える。
15. いわゆるプロフォーマ情報（取得日が事業年度の期首であったと仮定した場合の結合後企業の当報告期間における損益の情報）の開示については、2014 年の IFRS 第 3 号の適用後レビューで、財務諸表作成者から、便益に比べて過大なコストを要するとのフィードバックを踏まえて、DP で再検討している。その代替案として、取得された事業が通年にわたって結合後の事業にどれだけ貢献できたはずかを評価するために、DP 第 2.83 項で示される次の情報を追加することが検討された。
- (1) 季節性が取得した事業の財務業績及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているのかに関する情報
 - (2) 取得した事業の直近の年次財務諸表からの未調整の収益、営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (3) 重要性がある一度限りの項目の金額

IASB はこの代替案に納得していないとして、プロフォーマ情報の維持が提案されているが、この代替案は、関係者の見解を聴取するために DP に含められた経緯がある。そのため当該代替案に対する見解や他の代替案の有無について、財務諸表利用者、財務諸表作成者及び監査人の意見を聴取することが考えられる。

(減損テストの有効性の改善とのれんの償却の再導入に関する質問 (質問 6、質問 7))

16. のれんの償却の再導入に関しては継続的に意見聴取を行ってきており、2019 年に公表された FASB 意見募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」へのコメントを基礎とすることが考えられる。このため、アウトリーチで追加的に意見聴取する事柄は多くないが、FASB へコメントを提出の後、関連する新たな事実の発現や意見の変化があれば、それらをコメントに追加することが考えられる。
17. 例えば、財務諸表利用者に対して、次の点を意見聴取することが考えられる。
- (1) FASB 意見募集に寄せられたコメント（例えば、CFA 協会の意見）に対する意見

CFA 協会は次のような点で償却の再導入の議論に反対する見解を示してい

る。

- ① FASB 意見募集は、償却の再導入の規模感や影響を適切に示していない。公開会社が償却することとなった場合、10年で5.6兆ドルののれんが償却されることとなる。
- ② 非公開会社の会計処理が、裏口から公開会社の会計に影響を与えることになることを懸念する。
- ③ 一部の不適切な処理（英国のカリリオン等）が、会計処理の変更の正当化に利用されている。
- ④ 無形資産が米国の公開会社の経済価値にとって重要となる中で、償却のように過去に目を向けたお決まりの方法への回帰は、財務諸表の目的適合性や価値を低下させる。
- ⑤ 本来の課題は、適時な減損の認識であり、減損テストのコストや概念上の根拠ではない。減損テストが適切に実施されることで、取得が成功したか否かに関する重要なシグナルが提供される。
- ⑥ 償却の導入は、それを足し戻した非 GAAP 指標の増加につながる。償却は前もって予定された非現金費用で情報内容が乏しく、損益計算書の業績がその後の状況によって変わらないため経営の良し悪しを区別しない。
- ⑦ 投資家は、のれんが生み出されることとなった取得に関する業績の評価に関心を有しており、会計処理よりも、開示の改善が最初のステップである。

これに対して、ASBJ 事務局では、この意見に反対し、買収のコストであるのれんを上回る成果が得られるか否かが損益計算書に示される点で償却は有用と考えているが、CFA 協会の償却反対の見解についてどのように考えるか。

(2) 経過措置に対する意見

これまでに累積されたのれんの残高をどのように処理するかによって、各年の財務上の影響も異なり、償却の再導入に対する意見も異なる可能性があることから、既存ののれん残高の経過措置のあり方について意見聴取することが考えられる。財務諸表利用者に対しては、新規の残高と既存の残高の間の会計処理の比較可能性をどこまで重視するかについて意見を聴取することが考えられる。

(3) 検討の優先順位

DP は、取得に関する開示とのれんの会計処理に係る課題を全体的に検討しているが、関係者によってそれぞれの課題の優先度は異なる可能性があり、パッケージとしての DP への対案を示していくための参考として、どのような課題をより優先すべきか（特に、開示の改善と会計処理の改善のいずれを優先すべきか）に関する意見を聴取することが考えられる。

18. また、財務諸表作成者及び監査人に対して、財務諸表利用者と同様に、経過措置に関して意見を聴取することが考えられる。特に、これまでに累積されたのれんの残高の残存耐用年数の見積りの実行可能性について聞くことが考えられる。さらに、財務諸表利用者と同様に、どのような課題をより優先すべきか（特に、開示の改善と会計処理の改善のいずれを優先すべきか）に関する意見を聴取することが考えられる。

(減損テストの簡素化に関する質問（質問 9、質問 10、質問 11）)

毎年の減損テストの免除（質問 9）

19. 「毎年の減損テストの免除」については、毎年の減損テストがのれんの償却の廃止とセットで導入された経緯を踏まえると、のれんの償却の再導入とセットで免除を行うべきと考えられ、ASBJ 事務局は、簡素化の文脈でのみ毎年の減損テストの免除が導入されるべきでないと考えている。
20. この点、DP では毎年の減損テストの有無が減損テストの頑健性に大きな影響を与えない要因として、減損の兆候があるか否かを報告期間末に評価することとしており、兆候がある場合に減損テストが実施されること、また、未認識のヘッドルームから生じるシールドリング効果を除去できないことがあると指摘されている。このため、主に、財務諸表作成者及び監査人に対して、DP の毎年の減損テストの有無が減損テストの頑健性に与える影響について、意見を聴取することが考えられる。

使用価値の算定にあたり将来のリストラクチャリング又は拡張から生じるキャッシュ・フローを除外するとの要求の廃止（質問 10）

21. IAS 第 36 号の減損の枠組みは破綻していないと考えるため基本的に再検討は不要と考えており、専門委員会以外での特段のアプローチは不要と考える。

使用価値の算定にあたり税引前のキャッシュ・フロー及び税引前の割引率を使用するとの要求の廃止（質問 10）

22. キャッシュ・フロー及び割引率を税引前とするか税引後とするかについては、それ

らが同等であればいずれかに制限する必要はなく、見直すことに特段の異論はない。これについて、専門委員会以外での特段のアプローチは不要と考える。

その他の簡素化（質問 11）

23. IAS 第 36 号の減損の枠組みは破綻していないと考えているため、基本的に再検討は不要と考えるが、プロジェクトの検討過程で DP 第 4.55 項で示される簡素化及びガイダンスの拡充の可能性が検討されており⁶、財務諸表作成者及び監査人に対して、それらに対する意見の有無や他の簡素化の可能性を確認することが考えられる。

（その他の質問（のれんを除いた資本合計の表示（質問 8）、一部の無形資産をのれんに含めることの検討（質問 12））

のれんを除いた資本合計の表示（質問 8）

24. 「のれんを除いた資本合計の表示」の提案については、概念的な論拠が乏しく、支持することは難しいと考えられる。また、当該情報の入手や作成の困難は大きくない。専門委員会以外での特段のアプローチは不要と考えられる。

一部の無形資産をのれんに含めることの検討（質問 12）

25. 無形資産の事業における重要性が増している昨今では検討する価値があると考えられる一方で、こうした検討は企業結合以外で取得される無形資産の認識にも影響を与える可能性があり、検討範囲が広がり、プロジェクトの進行を遅らせる要因になり得る。このため、適時にプロジェクトを進めるために、無形資産の検討はのれんの会計処理の改善に必要なものに限定していくことが考えられる。このような観点から考えた場合、一部の無形資産をのれんに含めることの検討は必須とは考えられず、優先順位を下げて、意見聴取を行うことが考えられる。
26. 意見聴取を行う場合に、具体的には、DP 表 5.1 で示されるアプローチ（価値が不確実なものをのれんに含める、のれんと性質が類似するものをのれんに含める、費用

⁶ 次の簡素化又はガイダンスの拡充が検討されたが、DP での提案には至っていない。

- (1) 使用価値に使用する企業固有のインプットと、処分コスト控除後の公正価値に使用する市場参加者のインプットとの相違に関して、より多くのガイダンスを追加する。
- (2) 資産の回収可能価額の見積りについて 1 つの方法（使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のいずれか）だけを強制するか、又は企業がどのように資産の回収を見込んでいるかを反映する方法を選択することを会社に要求する。
- (3) のれんが内部管理目的でモニターされている最も低いレベルを表す資金生成単位のグループにのれんを配分することを企業に要求するのではなく、のれんを全社レベル又は報告セグメントのレベルでテストすることを会社に認める。
- (4) 資金生成単位の識別及びのれんの資金生成単位への配分に関するガイダンスを追加する。

の2重計算を生じさせるものをのれんに含める、オーガニックな成長企業との比較を困難にするものをのれんに含める) について意見聴取を行うことが考えられる。

時期

27. 今後、事務局からの提案がスムーズに提供できるように、7月中にアウトリーチを実施できるように準備する。

ディスカッション・ポイント

アウトリーチの進め方(案)にご質問やご意見があればいただきたい。

別紙

2019年6月CMAC-GPF合同会議で意見聴取された開示例

(HPでは非公表)

以上